

2019年4月8日

お知らせ

報道関係各位



阪急阪神不動産株式会社

「阪急阪神のリフォーム」支払方法に クレジット決済を導入

阪急阪神不動産株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役社長：若林常夫）では、4月8日（月）から、当社が提供しているサービス「阪急阪神のリフォーム」ご利用の際の支払において、クレジット決済（ただし、税抜100万円未満の請負契約に限ります。）を導入します。

電子マネーをはじめとしたキャッシュレスが進む中、リフォーム業界では現金又は振込払のみの会社が多いことから、当社といたしましては、他社との差別化を図るとともに、お客さまのニーズにお応えするため、クレジット決済を導入することとしたものです。

更に、Sポイント対象カードを用いてクレジット決済を行うことで、阪急阪神ホールディングスグループとエイチ・ツー・オー リテイリンググループ共通のポイント「Sポイント」も付与されます。



当社では、3月22日（金）にリフォームの来店型店舗1号店「北千里営業所」を開設するなど、リフォームサービスを拡充しており、お客さまの満足度が更に向上するようなサービスを、引き続き提供し続けることで、沿線をはじめとした地域の活性化に貢献してまいります。



以上

<資料配布先> 青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、大阪建設記者クラブ

◆ 本件に関するお問合せ先 ◆

阪急阪神不動産株式会社 総務部 担当：中野・滝川（土日祝定休）

TEL：06-6376-4660・080-9936-1352

／ FAX：06-6376-4645